

学校における働き方改革推進のための基本方針

上田市教育委員会

1 目標

上田市立小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します。

2 現状・課題

平成 29 年 4 月に文部科学省が公表した「教員勤務実態調査」の結果を見ると、教員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっています。上田市立の小中学校における時間外勤務の実態調査によると、平成 30 年度 12 月に平均時間外勤務が 4 5 時間を超えた学校が半数近くあります。

学校では、様々な場面で説明責任を果たすことが求められ、急速に変化する社会への状況を踏まえた教育への対応が必要となっています。新学習指導要領が、小学校では 2020 年度から、中学校では 2021 年度から全面实施されるのに合わせ、移行期間中にも様々な対応が求められ、教員の多忙化に拍車をかけています。

昨今の状況を踏まえ、平成 31 年 1 月に文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示され、上田市教育委員会としての方針を策定するよう明記されています。同じく、長野県教育委員会からは、「全県で一斉に取り組むこと」として、学校閉庁日を速やかに実施するように求められています。

3 具体的な取組

上田市教育委員会として、教員が授業づくりや子どもたちの指導に専念できる環境づくりのため、以下の取組を進めます。

(1) 直ちにに取り組むこと

- ① 上田市教育委員会主催の会議（会議数、参加人数、時間等）について、簡素化を検討します。
- ② 上田市教育委員会からの各種調査の精選と簡素化を検討します。
- ③ スクールサポートスタッフの活用を進めます。
- ④ 教員以外ができる業務については、信州型コミュニティスクールの仕組みを活用し、学校・家庭・地域等が連携して協業化できる体制の構築を進めます。
- ⑤ 「勤務時間の割振り」の着実な運用を進めるよう、制度について周知徹底します。
- ⑥ 「上田市立中学校の部活動に係る方針」に沿った運用を徹底するよう、周知及び指導をします。
- ⑦ 勤務時間の上限の目安時間を定めます。（後記 「4 上田市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」参照）

- ⑧ 夏季休業期間中に、連続して7日間（土日を含む。）学校閉庁日を実施します。（後記「5 学校閉庁日の実施について」参照）

（２）中期的に取り組むこと

- ① 「うえだ学びネット 上田市教職員ポータル」を活用し、教員による教材の開発・共有の場を整え、質の高い授業が行える環境を目指します。
- ② 月2回以上の「教職員定時退勤日」を、すべての学校で設定し、実施します。

（３）予算対応に伴い中期的に取り組むこと

- ① 給食費の徴収について、国の指針を基に徴収方法を検討します。
- ② 他の学校徴収金について、各学校の実情を調査し必要性と徴収方法を検討します。
- ③ 全県で共通した仕様の統合型校務支援システムの導入を目指します。
- ④ ICTの活用による教員の事務的な業務の効率化と合理化、教員の勤務時間の管理などについて研究を進め、その効果を検証し、ICTの活用を進めます。
- ⑤ 時間外の一定時刻以降の電話には、留守番電話等での対応にします。

（４）既に取り組んでいて今後も継続していくこと

- ① 部活動指導員の導入について調査・研究・検討をし、要綱・要領を制定しました。中学校と協議し今後も必要な部活動に部活動指導員を導入できるように、予算確保に努めます。
- ② 「長野県中学生期のスポーツ活動指針」、「上田市立中学校に係る部活動の方針」に沿った運用を徹底するよう、方針について周知徹底します。
- ③ 各学校に勤務時間管理ソフトを整備したので、学校長は年間を通して、管理ソフト等を用いて全教員の勤務時間を適正に把握するよう指導します。

（５）その他

- ① 運動部活動について、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団と連携し少子化社会に対応した活動を検討します。
- ② 校長及び教職員の意見を参考にしながら問題点の改善に努め、働き方改革の推進に努めます。
- ③ 地域や保護者の理解を得られるように、「学校における働き方改革」の趣旨の普及・啓発を進めます。

4 上田市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針

平成31年1月25日付で文部科学省初等中等教育局長から出された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（通知）」に基づき上田市立小中学校の勤務時間の上限の目安時間を次のとおりとします。

（１）対象となる「勤務時間」の考え方

- ① 教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。

- ② なお、所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務時間外の時間については、自己申告に基づき除くものとする。
- ③ これに加えて、校外の勤務についても、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間については、時間外勤務命令に基づくもの以外も含めて外形的に把握し、対象として合算する。
- ④ 休憩時間は除くものとする。

(2) 上限の目安時間

- ① 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、**45時間を超えない**ようにすること。
- ② 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、**350時間を超えない**ようにすること。

(3) 特例的な扱い

- ① 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、**720時間を超えない**ようにすること。
この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ② また、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、**80時間を超えない**ようにすること。

(4) 実効性の担保

- ① 教育委員会は、本方針の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、勤務時間の長時間化を防ぐための業務の役割や適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。
- ② 方針で定める上限の目安時間を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(5) 留意事項

- ① 本指針は、上限の目安時間まで教師等が在校等したうえで勤務することを推奨するものではない。「学校における働き方改革」の一環として、他の長時間勤務の削減方針と併せて取り組むべきものであることを十分に認識すること。決して、学校や教師等に上限の目安時間の遵守を求めるのみであってはならないこと。
- ② 在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること。

- ③ 上限の目安時間の遵守を型的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録に残す、又は残させたりすることがあってはならない。更に、上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは、本指針の趣旨に反することであり、厳に避けること。

5 学校閉庁日の実施について

平成31年1月30日付で長野県教育委員会及び学校における働き方改革推進会議から出された「全県で一斉に取り組むこと等に関する整理」に基づき上田市立小中学校の学校閉庁日の取り扱いを次のとおりとします。

- (1) 平成31年度以降の夏期休業中における学校閉庁日は、別紙参照
- (2) 学校の実情に伴い設定した7日間の実施が難しい場合は、学校の創意により決める。
- (3) 学校閉庁期間中の対応は、学校教育課または本庁宿直室が対応することとし、その旨広報等で周知する。

6 評価指標

評価指標	測定方法
① 教員の時間外勤務が、年間を通して月45時間以下	・12月の「教員の時間外勤務の調査」の平均が月45時間以下の学校数で測定
② 校長が、年間を通して、全教員の勤務時間を把握	・「学校運営に関する調査」で測定
③ 教育委員会主催の会議・研修会の精選と効率化	・前年度の会議数との比較で測定
④ 教育委員会からの各種調査の精選と簡素化	・前年度の調査数との比較で測定

平成30年3月策定

平成31年3月改定

(別紙)

1 令和5年度

(1) 結果

評価指標	測定方法	目標	結果	
① 教員の時間外勤務が、年間を通して月 45 時間以下	・ 12 月の「教員の時間外勤務の調査」の平均が月 45 時間以下の学校数で測定	全校	R2	15 校
			R3	19 校
			R4	19 校
			R5	29 校
② 教育委員会主催の会議・研修会の精選と効率化	・ 前年度の会議数との比較で測定	現状維持、若しくは削減	R2	38 件
			R3	43 件
			R4	37 件
			R5	43 件
③ 教育委員会からの各種調査の精選と簡素化	・ 前年度の調査数との比較で測定	現状維持、若しくは削減	R2	65 件
			R3	64 件
			R4	50 件
			R5	47 件

2 令和6年度

(1) 目標

評価指標	測定方法	目標	結果	
① 教員の時間外勤務が、年間を通して月 45 時間以下	・ 12 月の「教員の時間外勤務の調査」の平均が月 45 時間以下の学校数で測定	全校		
② 教育委員会主催の会議・研修会の精選と効率化	・ 前年度の会議数との比較で測定	現状維持、若しくは削減		
③ 教育委員会からの各種調査の精選と簡素化	・ 前年度の調査数との比較で測定	現状維持、若しくは削減		

(2) 学校閉庁日

令和6年度の夏期休業中における学校閉庁日は次のとおりとする。

令和6年8月10日から16日までの7日間